しずおか

### 県勤協連ニュース

2020年 11月 27日 363号



静岡県勤労者協議会連合会 TEL • FAX 054-273-5130

ホームページ http://kinrokyo.net/shizuoka/ Eーメールアドレス shizuoka@kinrokyo.net

# 11・3憲法フォーラムinしずおか 憲法(公布)記念日講演会開催

講演会 『アジアの中の日本国憲法』 講 師 内田雅敏氏(弁護士 戦争をさせない1000人委員会事務局長)

2020年11月3日、静岡労政会館5階において「しずおか憲法9条を擁護し実現する会」主催による講演会が開催されました。本集会は例年5月3日に開催されていましたが、本年は新型コロナウイルス感染防止上から延期され11月3日の開催となったものです。

新型コロナ感染が収束しない中、三蜜を避けるため 参加人員を制約し50名が参加しました。

内田雅敏弁護士は現在韓国との間で懸案となって いる元徴用工問題の捉え方について講演されました。

① 2018年韓国大法院(最高裁)が元徴用工への 賠償を命ずる判決をだした。日本政府は1965年日韓基本条約・請求権協定で解決済みと声 高に判決を批判した。しかし、類似の中国人強制労働問題で鹿島(花岡事件)や西松建設、三 菱マテリアルなどは、それぞれの企業哲学に基づき、強制労働による加害の事実と責任を認め 謝罪・賠償をし、和解した。



- ② 1965年日韓との国交正常化をさせた協定は、15年間協議を続けてきた韓国に対する植民地支配に関する反省も謝罪もなく、日韓両国は歴史認識を共有しないなかで、米国の強い指導の下に国交正常化した。65年協定は当初から火種を抱えていた。
- ③ 1995年8月、村山富市首相談話は戦後 50年の節目に際し、植民地支配と侵略に ついて痛切な反省と心からのお詫びを表明 した。1998年小渕恵三首相と金大中大



統領による日韓共同宣言は「日韓両国が21世紀の確固たる善隣友好協力関係を構築していく ためには、両国が過去を直視し相互理解と信頼に基づいた関係を発展させていくことが重要で ある」と村山談話を踏襲した内容で両国の未来志向を確認した。

- ④ 安倍政権は元徴用工問題で当事者の企業による自発的解決を許さないばかりか、対抗策としか 思えない輸出規制までした。歴史問題は経済制裁では解決できない。事態を悪化させるだけで ある。
- ⑤ 元徴用工問題の解決は65年協定に先祖帰りするのではなく、これを補完・修正した日韓共同宣言に基づき、過去を直視し当事者企業による自発的な解決に委ねるべきである。
- ⑥ 私たちの取組みとしては1995年の村山談話を基本とし、単なる宣言ではなく、宣言を後押しする運動の構築や新たな若者にも呼び掛ける運動が求められている。韓国のローソク運動や 平和を愛する諸国民の力を結集した運動に結び付けていきたい。 と講演されました。

## 2020秋闘交流会

## 講演会『人間使い捨て国家』の衝撃

11月20日(金)18:15~20:30、静岡労政会館5階展示室にて、2020秋闘交流会講演会「『人間使い捨て国家』の衝撃」(講師:明石順平氏)が開催されました。

毎年、春闘交流会を開催し 時節に合った春闘などの課題 を勉強してきましたが、本年 は新型コロナ感染防止の観点 から先送りされてきました。 本集会は延期されていた交流 会を11月20日(金)静岡 労政会館で開催されたもので す。

静岡県勤協連、清水地域勤 労協も協賛団体として、実行 委員会に参加しています。



明石順平弁護士は東京の鳳法律事務所所属ですが、主に労働事件、消費者被害事件、を専門に弁護 を行ってきています。ブラック企業被害対策弁護団事務局長を務めています。

講演内容の一部を抜粋すると

#### ① 過労死ラインとは

いわゆる過労死ラインとは厚生労働省の通達によれば、脳・心臓疾患の発症前1ケ月おおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月にわたって、1ヶ月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる。(日本はフランス・ドイツと比べると2倍程度になる)

更に、精神疾患、自殺も勤務問題による件数が拡大してきている。

◆対策として時間外労働の抑制、36協定で抑制とあるが、36協定を締結していない。企業が

56.6%にも達している。残業代の割増率の引き上げを求めていくこと。

#### ② コンビニ → 時代の小作農

一つのコンビニ店舗で廃棄は年間500万円であり、ここにチャージ率60%をかけると300万 円。年間300万円も本部から余計にロイヤリティを搾り取られていることになる。この余計に搾 り取られる分は、廃棄商品にチャージ率をかけた数字に等しいので「ロスチャージ」と呼ばれてい

- ◎オーナーは年中無休、情報システムですべて管理され、店舗運営の細部まで本部の方針が義務付 けられている。毎日の売上金の全部を本部送金、報酬は本部から支給、店舗のアルバイト人件費も 本部が支払っている。
- ◎ブラックバイト問題は学生の無知や立場の弱さにつけ込み、違法行為が日常化している。残業代 不払い、パワハラ、セクハラ、退職妨害等が横行している。
- ◎オーナーの死亡率は一般的なケースの6~7倍となっている。

#### ③ 外国人労働者 → 現代の奴隷制度

外国人について、在留資格別にみると 永住者、特別永住者の次に多いのが、 留学、技能実習生である。2つ合わせ ると23.1%、約60万人に上り、 在留外国人全体の 1/4 を占める。彼ら が介護、小売り、飲食、製造業等、人 出不足が深刻化する労働集約型産業の 担い手となっている。

◎留学生は、日本語学校との間に存在 するブローカーから、仲介手数料や渡 航費など大金を借金して留学する。留 学生は1週間に28時間の労働時間制 限があり、給与から借金や家賃などが 差し引かれると手元にわずかしか残ら ない仕掛けとなっている。ブローカー、 就職先、日本語学校の三社は潤うが、 留学生は借金返済のため働き続けるし かないのである。

◎日本語学校を卒業すると「留学生」 という在留資格を維持するため、専門 学校や大学に進学する。日本語学校で の在学期間では借金を返済しきれない からである。少子化で収入確保に悩む 専門学校や大学は留学生を喜んで受け 入れる。

留学生は卒業しても就職先がなく、借 金を抱えたまま失踪していくこととな り、在留資格も失い、不法滞在者となってしまう。

2020 秋鬪交流会 「人間使い捨て国家」の衝撃

静岡市内の労働組合が、学習のために実行委員会形式で運営する春闘交流会。今回は、COVID -19の影響により秋に延期し、労働問題に詳しい明石順平弁護士をお招きして開催します

「低賃金・長時間労働」が蔓延する現代日本。精神疾患に係る労災請求件数は、近年増加の一途を 辿っています。その原因は何か。明石氏は「法律とその運用」という仕組みの欠陥こそが「人間使い捨て 国家」を招いていると警鐘を鳴らします。

では、私たちはどのようにこの状況を脱するべきか。一緒に考えていきましょう。

#### ■講師プロフィール■

1984年、和歌山県生まれ。栃木県育ち。東京都立大学法 学部、法政大学法科大学院を卒業。都内の法律事務所、一般 企業の企業内弁護士を経て、鳳法律事務所所属。

主に労働事件、消費者被害事件を専門に弁護を行う。 ブラック企業被害対策弁護団事務局長。 ブログ「モノシリンの3分でまとめるモノシリ話」管理人。

著書に『アベノミクスによろしく』『データが語る日本財政の 未来』『国家の統計破壊』(以上、インターナショナル新書) 『人間使い捨て国家』(角川新書)などがある。



- ■日 時 2020 年 11 月 20 日(金)18:15~20:30(受付 18:00~)
- ■会 場 静岡労政会館 5階展示室(静岡市葵区黒金町 5-1)
- ■講 師 明石順平さん(弁護士/鳳法律事務所)
- ■参加費 無料(事前申込み要)



■お問合わせ

秋闘交流会実行委員会(県職県庁支部) TEL: 054-221-2188 FAX: 054-221-3574

◎入管法が改正され、在留資格に「特定技能1号・2号」が追加された。

特定技能1号は「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する業務」 とされている。(介護・建設・造船・自動車整備・航空・農業などの分野)

技能実習生の在留期間の更新上限は5年であるが、特定技能1号はその在留を延長する資格として 機能する。最大10年間在留できることとなる。外国人を安く使用する経営者にとってはありがた い法改正である。

◆今回の入管法改正により、単純労働のための在留資格が認められたため、技能実習制度は廃止すべきであり、外国人留学生については、ブローカーによる多額の借金と偽造書類が横行していることから日本語学校の許可を厳格にすべきである。

(文責 橋本勝六)

#### ◇◆◇ 県勤協連 掲示板 ◇◆◇

#### ◎第58回県勤協連 研究集会

日 時 2020年12月9日(水)14:00~15:30

集 合 当日13:30 静岡駅北口駐車場ローターリーに車で迎えに行きます。(駅前交番前)

※直接会場に向かわれる方は事前にお知らせください。

内 容 静岡県地震防災センター見学(静岡市葵区駒形通 5-9-1 12054-251-7100)

申 込 参加者名を11月20日(金)までに 事務局へ連絡してください

電話 054-366-6888 Fax 054-366-6889 (電清水地域勤労協の連絡先になります)

- ◎先に文書にてお知らせしたとおり、11月9日の研究集会は上記に振り替えました。
- ◎12月10日の県連幹事会、懇親会は中止とします。

#### 一訃 報一

若林章司様(前静岡地区勤労者協議会会長)には、去る 2020 年 10 月 26 日 85 歳にて、 永眠されました。故人のご冥福をお祈りし、謹んでお知らせ申し上げます。



